

7月1日から
全面施行！

改正育児・介護休業法等説明会のご案内

男女ともに仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた一部の制度が従業員数100人以下の事業主にも適用になります。法の全面施行に向け、雇用環境や規定の整備を進めていただくため、説明会を開催します。
今回の説明会が全面施行前最後の開催となりますので、ぜひご参加ください。

日時 平成24年6月21日（木）13時30分～15時30分

平成24年6月22日（金）13時30分～15時30分

会場 福岡合同庁舎 本館5階 共用中会議室AB（福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号）

定員 両日とも100人（定員になり次第締め切らせていただきます）

内容 説明 ①改正育児・介護休業法のポイントについて
②育児・介護休業規定の整備方法について
③一般事業主行動計画について
④中小企業両立支援助成金について

下記申込書にご記入の上、福岡労働局雇用均等室までFAXまたは郵送でお申し込みください。

【申込先】 福岡労働局雇用均等室
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4階
FAX 092-411-4895

【申込締切】 平成24年6月14日（木）

参加申込書

参加希望日 ※希望日を○で囲んで下さい	6月21日（木）	6月22日（金）
事業所名		
所在地	TEL	
参加者役職・氏名		

※会場へは、公共交通機関をご利用ください。